

会員等の位置づけ及び会費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本木材保存協会（以下「本協会」という。）定款第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、本協会の会員の種別、加入手続き及び加入金、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 本協会の会員の種別は次のとおりとする。

(1) 正会員

- ア. 企業会員 本協会の事業に賛同して入会した企業
- イ. 団体会員 本協会の事業に賛同して入会した団体
- ウ. 個人会員 本協会の事業に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員

- ア. 賛助企業会員 本協会の事業を賛助するために入会した企業
- イ. 賛助個人会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人

(3) 学生会員

- ア. 学生会員 本協会の事業に賛同して入会した大学（大学院、短期大学を含む。）及びこれらに準ずる学校に在籍する学生

(加入手続き)

第3条 本協会の会員になろうとする者は、所定の加入申込書を会長に提出しなければならない。

(加入金)

第4条 会員の加入金は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- ア. 企業会員 30,000 円
- イ. 団体会員 20,000 円
- ウ. 個人会員 5,000 円

(2) 賛助会員

- ア. 賛助企業会員 20,000 円
- イ. 賛助個人会員 5,000 円

(3) 学生会員

- ア. 学生会員 1,000 円

(年会費)

第5条 会員の年会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- ア. 企業会員 180,000 円
- イ. 団体会員 50,000 円
- ウ. 個人会員 10,000 円

(2) 賛助会員

ア. 賛助企業会員 1口 50,000円とし1口以上

イ. 賛助個人会員 1口 10,000円とし1口以上

(3) 学生会員

ア. 学生会員 5,000円

2 納入された会費は、これを返還しないものとする。

(改正)

第6条 この細則は、総会の決議により改正することができる。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

【参考】 会員の種別と会費、加入金

区分	細分	年会費	加入金
正会員	企業会員	180,000円	30,000円
	団体会員	50,000円	20,000円
	個人会員	10,000円	5,000円
賛助会員	賛助企業会員	1口 50,000円で1口以上	20,000円
	賛助個人会員	1口 10,000円で1口以上	5,000円
学生会員	学生会員	5,000円	1,000円